

## 「解体工事業」の新設に伴う競争入札参加資格の取扱いについて

建設業法の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、建設業許可の業種に「解体工事業」が新設されたことに伴い、平成 30・31 年度の競争入札参加資格から「解体工事業」を新設します。入札参加資格に必要な内容及び格付の経過措置等については、下記のとおりです。

### 1 建設業法改正の経過措置

#### ① 経過措置の該当者

平成 28 年 6 月 1 日（法施行日）時点で「とび・土工工事業」の許可で解体工事業を営んでいる者

#### ② 経過措置の内容

##### ア 建設業許可

法施行日から 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は、「解体工事業」の許可を受けずに「とび・土工工事業」の許可で解体工事の施工が可能。

##### イ 経営事項審査

法施行日から 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は、従来の「とび・土工工事業」の枠組みでの総合評定値の通知を受けられる。

### 2 本市発注工事における「解体工事業」競争入札参加資格の取扱い

平成 30・31 年度の競争入札参加資格認定後（平成 30 年 4 月 1 日以降）の発注工種は「解体工事業」となります。

対象	区分	競争入札参加資格審査の申請	
		平成 30・31 年度登録	平成 32 年度以降登録
		H30.4.1 ~ H31.5.31	H31.6.1~
経過措置適用	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可 (解体工事業の許可は問わない)	「解体工事業」許可必要
	経営事項審査	「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」	「解体」
上記以外の者	建設業許可	「解体工事業」許可必要	
	経営事項審査	「解体」	

※ 経過措置適用者で平成 31 年 6 月 1 日以降も「解体工事業」の登録を希望する業者は、「解体工事業」の建設業許可を取得し、「解体工事業」の経営事項審査を受けてください。  
(完全施行日までに提出がない場合は、解体工事業の登録は削除となります。)